

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年9月25日(2024.9.25)

【公開番号】特開2024-63074(P2024-63074A)

【公開日】令和6年5月10日(2024.5.10)

【年通号数】公開公報(特許)2024-085

【出願番号】特願2024-26615(P2024-26615)

【国際特許分類】

- A 0 1 N 31/04(2006.01) 10
- A 0 1 P 3/00(2006.01)
- A 0 1 N 43/08(2006.01)
- A 0 1 N 31/16(2006.01)
- A 0 1 N 43/16(2006.01)
- A 0 1 N 37/02(2006.01)
- A 0 1 N 43/30(2006.01)
- A 0 1 N 35/04(2006.01)
- A 6 1 Q 13/00(2006.01)
- A 6 1 Q 19/00(2006.01)
- A 6 1 Q 17/00(2006.01) 20
- A 6 1 Q 9/02(2006.01)
- A 6 1 Q 5/06(2006.01)
- A 6 1 Q 11/00(2006.01)
- A 6 1 Q 5/02(2006.01)
- A 6 1 Q 5/00(2006.01)
- A 6 1 Q 15/00(2006.01)
- A 6 1 Q 9/04(2006.01)
- A 6 1 Q 19/10(2006.01)
- A 6 1 Q 1/02(2006.01)
- A 6 1 Q 1/14(2006.01) 30
- A 6 1 Q 3/02(2006.01)
- A 6 1 K 8/34(2006.01)
- A 6 1 K 8/33(2006.01)
- A 6 1 K 8/49(2006.01)
- A 6 1 K 8/37(2006.01)

【 F I 】

- A 0 1 N 31/04
- A 0 1 P 3/00
- A 0 1 N 43/08 G
- A 0 1 N 31/16 40
- A 0 1 N 43/16 C
- A 0 1 N 37/02
- A 0 1 N 43/30
- A 0 1 N 35/04
- A 6 1 Q 13/00 1 0 1
- A 6 1 Q 19/00
- A 6 1 Q 17/00
- A 6 1 Q 9/02
- A 6 1 Q 5/06
- A 6 1 Q 11/00 50

A 6 1 Q 5 / 0 2
 A 6 1 Q 5 / 0 0
 A 6 1 Q 1 5 / 0 0
 A 6 1 Q 9 / 0 4
 A 6 1 Q 1 9 / 1 0
 A 6 1 Q 1 / 0 2
 A 6 1 Q 1 / 1 4
 A 6 1 Q 3 / 0 2
 A 6 1 K 8 / 3 4
 A 6 1 K 8 / 3 3
 A 6 1 K 8 / 4 9
 A 6 1 K 8 / 3 7

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月12日(2024.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の群；

i . ヘリオプロパナール、ネロール、フェニルヘキサノール、およびテトラリノール；

i i . アニスアルデヒド、ヘリオトロピン、およびテルピネオール；

i i i . アニスアルデヒド、ヘリオトロピン、テルピネオール、およびヘリオプロパナール；

i v . デカール、イソオイゲノール、ペリコロール、およびテトラリノール；

v . フェニルヘキサノール、テルピネオール、およびイソオイゲノール；

v i . フェニルヘキサノール、テルピネオール、イソオイゲノール、およびクマリン；

30

v i i . オイゲノールF、フェニルヘキサノール、およびカルピノールミュゲ；および

v i i i . オイゲノールF、フェニルヘキサノール、カルピノールミュゲ、および酢酸ベンジル、

からなる群から選択される香料成分を含む組成物の、香料、ファブリックケア製品、ボディケア製品、化粧品、スキンケア製品、エアケア製品、およびホームケア製品からなる群から選択される消費者製品における使用であって、

前記香料成分は、抗菌効果を提供するために十分な量で前記組成物中に存在する、使用。

【請求項2】

ヘリオプロパナール、ネロール、フェニルヘキサノール、およびテトラリノールの比率が、6 : 3 : 5 : 6である、請求項1記載の使用。

40

【請求項3】

アニスアルデヒド、ヘリオトロピン、およびテルピネオールの比率が、1 3 : 2 0 : 3である、請求項1記載の使用。

【請求項4】

アニスアルデヒド、ヘリオトロピン、テルピネオール、およびヘリオプロパナールの比率が、1 3 : 2 0 : 3 : 2 0である、請求項1記載の使用。

【請求項5】

デカール、イソオイゲノール、ペリコロール、およびテトラリノールの比率が、2 : 1 : 5 : 2である、請求項1記載の使用。

【請求項6】

50

フェニルヘキサノール、テルピネオール、およびイソオイゲノールの比率が、2 : 5 : 5 である、請求項 1 記載の使用。

【請求項 7】

フェニルヘキサノール、テルピネオール、イソオイゲノール、およびクマリンの比率が、5 : 1 : 1 : 2 である、請求項 1 記載の使用。

【請求項 8】

オイゲノール F、フェニルヘキサノール、およびカルピノールミュゲの比率が、1 : 5 : 10 である、請求項 1 記載の使用。

【請求項 9】

オイゲノール F、フェニルヘキサノール、カルピノールミュゲ、および酢酸ベンジルの比率が、1 : 5 : 10 : 10 である、請求項 1 記載の使用。

10

【請求項 10】

前記組成物が、香料担体、香料補助成分、およびこれら混合物、ならびに任意に少なくとも一つの香料助剤からなる群から選択される少なくとも一つの成分をさらに含む、請求項 1 記載の使用。

【請求項 11】

前記コンシューマー製品が、ファインパフューム、スプラッシュもしくはオードパフューム、コロソ、シェービングもしくはアフターシェービングローション、液体もしくは固形洗剤、ファブリック柔軟剤、ファブリックリフレッシャー、アイロン水、紙、漂白剤、カーペットクリーナー、カーテンケア製品、シャンプー、カラーリング調剤、カラーケア製品、ヘアシェイプ製品、デンタルケア製品、消毒剤、インティメートケア製品、ヘアスプレー、バニッシングクリーム、デオドラントもしくは制汗剤、脱毛剤、タンニングもしくは日焼け製品、ネイル製品、スキנקレンジング、メーキャップ、賦香石鹸、シャワーもしくはバスマース、オイルもしくはジェル、またはフット/ハンドケア製品、衛生製品、エアフレッシュナー、「すぐに使える」粉末エアフレッシュナー、カビ取り剤、家具ケア、拭き取り用品、食器用洗剤もしくは硬質表面用洗剤、レザーケア製品、カーケア製品からなる群から選択される、請求項 1 記載の使用。

20

【請求項 12】

前記組成物が、細菌細胞の不活性化による抗菌効果を提供する、請求項 1 記載の使用。

【請求項 13】

前記抗菌効果が、コリネバクテリウム・キセロシス (*Corynebacterium xerosis*)、シュードモナス・エルギノーザ (*Pseudomonas aeruginosa*)、サモネラ・エンテリカ (*Salmonella enterica*)、スタフィロコッカス・ヘモリチカス (*Staphylococcus haemolyticus*)、スタフィロコッカス・アウレウス (*Staphylococcus aureus*) およびエシェリキア・コリ (*Escherichia coli*) からなる群から選択される細菌株の増殖阻害である、請求項 1 2 記載の使用。

30

40

50